

府令

省令

○内閣府令第一号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一百六十一条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年一月三十一日

内閣総理大臣 菅直人
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

(定義)

第一条 この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。)において使用する用語の例による。

(發行会社による上場等株券の買付け等の特例)

第二条 発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件(第二号に掲げる要件を除く。)と、同条第四号中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

(發行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例)

第三条 有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行なう者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行なう場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例」(第二号を除く。)とする。

附則

1 この府令は、平成二十三年二月一日から施行する。

2 この府令は、平成二十三年四月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十五条の二及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十五条の二の規定に基づき、並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四号)第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第五条第一項及び第八条第一項の規定を実施するため、労働保険の保険料及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働保険の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十九号)第十四条法律第八十五号)第五条第一項及び第八条第一項の規定を改正する。

平成二十三年一月三十一日

厚生労働大臣 細川律夫

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第八十条」に改めること。

第五十五条第一項中「なつた」を「なつた」に改める。

第五十八条中「よつて」を「よつて」に改める。

第七十九条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

2 この省令の規定により、事業主が厚生労働省等に対して行なう申請書の提出等について、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十三条第一項の規定に基づき事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該事業主が行なうべき労働保険事務の委託を受けて、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十三条第一項の規定に基づき事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該事業主が行なうべき労働保険事務の委託を受けていることにつき証明することができる電子記録を当該申請書の提出等と併せて送信する。

(厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正)

3 この省令の規定により、事業主が厚生労働省等に対して行なう申請書の提出等について、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十三条第一項の規定に基づき事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該事業主が行なうべき労働保険事務の委託を受けて、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十三条第一項の規定に基づき事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該事業主が行なうべき労働保険事務の委託を受けていることにつき証明することができる電子記録を当該申請書の提出等と併せて送信する。

(電子情報処理組織による申告書等の提出)

第二条の十 この章の規定により、労災保険適用事業主が労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長又は都道府県労働局労働保険特別会計資金前渡し官吏(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に対して行なう申請書、申告書、報告書等の提出(第四十二条第一項及び第四项、第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第五十一条第一項の規定による申請書、第五十

二項及び第五十条第四項の規定による届出を提出を情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行なう場合には、当該届書に係る事業主からの労働保険事務の処理の委託又はその解除があつたことににつき証明することができる電子記録を当該届書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(昭和四十年法律第四号)第三条第一項の規定により准用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第五条第一項及び第八条第一項の規定を実施するため、労働保険の保険料及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働保険の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十九号)第十四条法律第八十五号)第五条第一項及び第八条第一項の規定を改正する。

第二条の九の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申告書等の提出)

3 第六十四条の規定により、労働保険事務組合が、都道府県労働局長に対して行なう届出を提出を情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行なう場合には、当該届書に係る事業主からの労働保険事務の処理の委託又はその解除があつたことににつき証明することができる電子記録を当該届書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(昭和四十年法律第四号)第三条第一項の規定により准用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第五条第一項及び第八条第一項の規定を実施するため、労働保険の保険料及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働保険の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十九号)第十四条法律第八十五号)第五条第一項及び第八条第一項の規定を改正する。

第二条の十の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申告書等の提出)

